

食品健康影響評価について

(食品用器具及び容器包装に再生紙を使用することに関して規格基準を定めることについて)

1. 経緯

現在、食品用器具及び容器包装に、古紙原料が配合された再生紙が、板紙や段ボール等の形状で使用されている。

再生紙の原料となる古紙は、木材パルプに多くの化学物質を添加して製造され、食品に接触する用途以外の目的で使用されたものが大半を占めており、流通・消費・回収等の過程で様々な化学物質等が付着・混入するおそれがある。

食品衛生法においては、再生紙の使用を想定した規格基準は設定されていないことから、平成 16 年から 18 年に実施された厚生労働科学研究「紙製器具・容器包装の安全性確保に関する研究(主任研究員: 河村葉子)及び欧米での規制状況等を踏まえ、平成 22 年度厚生労働省委託事業「食品用器具及び容器包装の規制の国際整合化にむけた見直しの検討業務(株式会社野村総合研究所実施)」の中で、食品用器具容器包装におけるリサイクル材料(再生紙)の使用に関するガイドライン策定ワーキンググループが設置され、ガイドライン(案)策定についての検討がなされた。

これらの検討結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議を行った結果、下記のとおり食品用器具及び容器包装に再生紙を使用することに関して規格基準を定めることが了承されたところである。

2. 設定の概要

古紙パルプを配合した再生紙は、バージンパルプのみで製造された紙・板紙製品と比較すると、古紙に含まれる印刷インキ由来の残存化学物質の溶出が明らかに高く、また、紙は、水分や油分が多い食品と接触して使用する又は高温で加熱すると、紙自体の構造も崩壊し、紙中の残存化学物質が食品中に移行しやすくなる。

以上のことを踏まえ、食品に直接接触することが想定される部分に用いる食品用器具及び容器包装のうち、紙・板紙中の水分又は油分が著しく増加する用途(コーヒーフィルター、ティーバッグ、油こし等)及び電子レンジ、オーブン等の長時間の加熱を伴う用途(ケーキの焼き型等)に使用する紙製器具又は容器包装には、再生紙を原料として使用してはならないこととする。

3. その他

今回の規制の対象用途に再生紙が使用されている実態は現状では確認されておらず、今回の規格基準設定については、リスクを未然に防止するという観点から実施するものであり、人の健康に影響を及ぼすような変化は生じない。

4. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた後に、規格基準の設定について、所要の手続きを進めることとする。